



家財の補償

下記の補償については、個別に自己負担額や限度額を有するものまたは支払条件があるものがあります。詳しくはP14~16をご参照ください。

火災



落雷



破裂・爆発



風災・雹災・雪災



住宅外部からの
物体の落下・飛来・衝突



給排水設備や他の戸室の
事故による水濡れ



さらに

セットをおすすめ 地震保険

地震・噴火・津波を原因とする家財の損害を補償

P11

騒擾・労働争議に伴う
暴力行為・破壊行為



盗難



水災



上記以外の不測かつ
突発的な事故(破損・汚損等)



※自己負担額3万円



費用の補償

給排水管修理費用

給排水管の凍結による損壊等の場合、給排水管修理費用を補償

加害事故法律相談費用

日本国内で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任について弁護士に相談した場合、法律相談費用を補償

ドアロック交換費用

日本国内で住宅のドアのかぎが盗難された場合、ドアロック交換費用を補償

その他費用

修理費用保険金
臨時費用保険金
残存物取片づけ費用保険金
失火見舞費用保険金
地震火災費用保険金
損害防止費用



賠償責任の補償

[1回の事故につき2,000万円限度
(自己負担額なし)]

大家さんへの賠償責任を幅広く補償

借家人賠償責任保険

入居者(被保険者)の過失に起因する偶然な事故により、借りているお部屋や建物に損害を与え、その住宅の貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金等を補償



日常生活での賠償責任を補償

個人賠償責任保険

借住住宅の所有・使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金等を補償



※賠償責任保険の被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する方となります。なお、「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。以下同様とします。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- ④ ①から③までに該当しない本人の同居人(賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。)

家財を収容する建物の構造のご確認

・エイブル保証の入居者補償制度は、保険の対象になる家財を収容する建物の所在地、建物の構造に関係なく、全国一律の保険料率を採用しております。

※地震保険をセットされた場合、地震保険部分は建物の所在地、建物の構造によって保険料率が異なります。

家財の評価（保険金額の設定）について

・エイブル保証の入居者補償制度は、新価（再調達価額）基準の実損払いで保険金をお支払いいたします。
 ・エイブル保証の入居者補償制度は、お住いの賃貸物件の専有面積により、収容する家財を簡易評価し、おすすめの家財保険金額を設定しております。

保険の対象である家財の評価額の算出につきましては、下表（家財（新価基準）標準簡易評価表）をご参照ください。

※エイブル保証の入居者補償制度はあらかじめ設定された型のみ販売となります。

<参考>家財（新価基準）標準簡易評価表 （→再取得費用の算出ができない場合ご参照ください。）

借戸室の広さ （専有面積）	35㎡未満	35㎡以上50㎡未満	50㎡以上
参考間取り	1ルーム、1K、1DK	1LDK 2K、2DK、2LDK	3K、3DK、3LDK 4K、4DK、4LDK
家財の再取得 価額の目安	200万円～500万円	250万円～800万円	300万円～1,000万円

（2019年8月作成）

エイブル保証の入居者補償制度は [新価実損払い]です!!

$$\text{新価} = \text{再調達価額} = (\text{同等の物を新たに購入するのに必要な金額})$$

エイブル保証の入居者補償制度は **再調達価額** 基準で、保険金額を限度として

実際の損害額をお支払い **実損払い** しますので、

保険金で同等の家財を **再購入** できます。

※貴金属等は市場流通価額（その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。）基準となります。
 ただし、1個または1組の損害の額が市場流通価額基準で30万円を超える損害が生じた場合、損害額を30万円とみなして保険金を支払います。（実際の損害額のうち30万円を超える部分に対しては保険金は支払われません。）
 ※修理可能な場合は修理費用を、修理不能な場合は再購入できる費用をお支払いします。

参考 保険金をお支払できない場合（一例）



<家財>

- 地震・噴火・津波によって、家が倒壊し、家財が破損してしまった。（地震保険を別途ご加入の場合、対象となります）
- 窓の閉め忘れで、雨水が吹き込み、テレビが故障してしまった。（単なる吹き込みや雨漏りを原因とする場合対象外です）



<費用>

- 老朽化により、給湯器が動かなくなってしまった。（老朽化は対象外です）
- 地震によって窓ガラスが割れてしまった。（地震・噴火・津波は対象外です）



<賠償責任>

- 老朽化が原因で、階下に漏水してしまった。（家主所有の給排水管設備の老朽化は被保険者に法律上の賠償責任が生じないため、対象外です）
- 自動車を運転中、他人にぶつかり、ケガをさせた。（自動車事故は対象外です）

地震保険 をセットして、さらに安心を追加!



ご注意

「地震保険」がセットされていないご契約では、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こった時は保険金をお支払いしません。

地震等による損害については、「地震保険」をセットする必要があります。



火災



埋没



損壊



流失

地震・噴火・津波を原因とする家財の損害を補償します!!

※居住用建物に収容されている家財を対象とし、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災（および延焼・拡大損害）・損壊・埋没・流失によって、家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
 ※地震保険金額は家財保険金額の30%~50%の範囲で設定します。ただし1,000万円が限度となります。

お支払いする地震保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）を保険金としてお支払いします。（「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。）

損害の程度	家財の損害の程度	お支払いする保険金 (時価額を基準)
全損	家財の損害額が家財の時価の 80%以上	地震保険のご加入額の 100% (時価限度)
大半損	家財の損害額が家財の時価の 60%以上 80%未満	地震保険のご加入額の 60% (時価の60%限度)
小半損	家財の損害額が家財の時価の 30%以上 60%未満	地震保険のご加入額の 30% (時価の30%限度)
一部損	家財の損害額が家財の時価の 10%以上 30%未満	地震保険のご加入額の 5% (時価の5%限度)

(注) 地震保険金は時価額でのお支払いとなります。時価額とは、同一程度のものを再取得するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた額をいいます。

〈地震保険の対象とならないもの〉

- 通貨・有価証券・預貯金証書・印紙・切手、その他これらに類する物
- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- 貴金属・宝石・書画・骨董（ことう）等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本・設計書・図案、その他これらに類する物 など

〈地震保険金をお支払いできない主な例〉

- 保険契約者、被保険者（補償を受けられる方）の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震等の際における紛失または盗難
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害 など



大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重の地震防災対策強化地域内に所在する家財については地震保険にご加入いただけません。

※「地震保険料控除」について
 2007年(平成19年)1月より「地震保険料控除」が創設されており、所得税、住民税に適用されます。

家財を収容する建物の構造について

地震保険
保険料の算出に必要



※適用には条件があります。詳しくは以下の「地震保険の割引制度について」をご参照ください。

■構造級別の判定基準について

構造級別は、家財を収容する建物の柱の種類で判定します。ただし、法令上の耐火性能が確認できる場合は、その「耐火性能区分」によって判定します。

柱の種類・耐火性能区分	物件種別 (建物種類)	構造区分	構造級別	
			家財の保険	地震保険
●コンクリート造、コンクリートブロック造、れんが造、石造、耐火被覆鉄骨造 ●耐火建築物、耐火構造建築物	住宅物件（共同住宅）	マンション構造	M構造	I構造
	住宅物件（一戸建）	耐火構造・準耐火構造等	T構造	
●鉄骨造 ●準耐火建築物 ●特定避難時間倒壊等防止建築物 ●省令準耐火建物	住宅物件	非耐火構造	H構造	□構造
上記以外	住宅物件	非耐火構造	H構造	□構造

■地震保険の割引制度について

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。昭和56年6月以降の物件には、建築年割引10%が適用されていますので、お客様から確認書類のご提出は不要です。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	10%・30%・50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	1981年6月1日以降に新築された建物である場合	10%